

第21回 J-クレジット制度運営委員会 議事概要

J-クレジット制度運営委員会事務局

日 時：令和2年9月23日（水）13：30－15：30

場 所：経済産業省 別館1階 104会議室

委 員：山地委員長、二宮副委員長、大塚委員、須藤委員、谷川委員、湊元委員、新美委員、橋本委員、前田委員、松橋委員、丸山委員

オブザーバー：一般社団法人日本品質保証機構 元川部長、橋詰グリーンエネルギー認証室長

事務局：経済産業省：梶川室長、小西課長補佐

環境省：井上室長

農林水産省：久保室長、古藤課長補佐

林野庁：魚住課長補佐

みずほ情報総研（株）：高浜チーフコンサルタント

【審議事項】

1. 1 再エネ方法論の更新プロジェクトにおけるベースラインについての審議

- ・再エネ設備から再エネ設備への更新プロジェクトの場合、標準的な設備をベースラインとすること等について、事務局より説明した。審議の結果、提案された方法論策定規定（排出削減）及び各再生可能エネルギー方法論の改定を承認した。

1. 2 プロジェクト登録基準の追加に係る実施規程改訂についての審議

- ・2021年4月以降に削減活動を追加する際には、既登録のプロジェクトであってもプロジェクト登録基準を満たす必要があることを実施規程（プロジェクト実施者向け）にも明記することについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された実施規程（プロジェクト実施者向け）の改定を承認した。

1. 3 発熱量換算係数／全電源排出係数の出典の変更についての審議

- ・燃料の単位換算係数及び全電源排出係数の出典変更について、事務局より説明した。審議の結果、提案されたモニタリング・算定規程（排出削減プロジェクト用）の改定を承認した。

2 新規方法論の策定についての審議

- ・新規方法論 AG-004（バイオ炭の農地施用）について、事務局より説明した。審議の結果、提案された新規方法論を承認した。

3. 1 電気自動車の導入方法論の改定についての審議

- ・電気自動車の導入方法論において、新たにプラグインハイブリッド車を対象化することについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された方法論の改定を承認した。

3. 2 バイオマスの持続性要件に係る各種バイオマス方法論の改定についての審議

- ・各種バイオマス方法論において、FIT 制度に倣った持続可能性要件を求めることについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された方法論の改定を承認した。

3. 3 太陽光発電設備の導入方法論の改訂についての審議

- ・追加的な設備投資の対象とする蓄電池の対象について最低容量を規定することについて事務局より説明した。審議の結果、提案された方法論の改定を承認した。

【報告事項】

4. グリーン電力証書制度のプログラム型プロジェクトとの二重登録防止措置についての報告

- ・卒 FIT の住宅の登場を踏まえ、J-クレジット制度とグリーンエネルギー認証制度との間での二重登録防止に関する措置について、事務局より説明した。

5. J-クレジット制度の最新の動向

- ・J-クレジット制度の最近の動向について、事務局より説明した。

6. 気候変動×デジタルプロジェクトの進捗報告

- ・気候変動×デジタルプロジェクトの進捗状況について、事務局より説明した。

1. 1 再エネ方法論の更新プロジェクトにおけるベースラインについての審議

(二宮副委員長)

- ・バイオマスボイラーを用いたプロジェクトを継続的に実施する場合、現行の制度上では、必要となる設備更新の間隔は最長 16 年となっているが、比較的高価なバイオマスボイラーにおいて最長 16 年の設備更新のサイクルは短いように感じる。他の委員の意見を伺いたい。

(橋本委員)

- ・確かに 16 年は短いかもしれない。

(新美委員)

- ・技術の今後の進歩なども考えるのであれば、一先ず制度として 16 年の区間を用意しておき動向を注視するという進め方には特段違和感がない。

(事務局)

- ・バイオマスボイラーを用いたプロジェクトの事業者にヒアリングを実施したところ、バイオマスボイラーの設置から 10 年程度経過した時点で、故障が目立ち始めていることから、最長 16 年の設備更新のサイクルは短くないと考えている。

(二宮副委員長)

- ・ご説明を踏まえて、事務局の提案について承知した。

(橋本委員)

- ・同じく承知した。

1. 2 プロジェクト登録基準の追加に係る実施規程改訂についての審議

特段のご意見・ご質問なし

1. 3 発熱量換算係数／全電源排出係数の出典の変更についての審議

特段のご意見・ご質問なし

2 新規方法論の策定についての審議

(須藤委員)

- ・持続性の担保に関して、道路建設等に係る土地収用が生じた場合は、プロジェクト実施者の責に寄らない事象であると考えますが、その場合のクレジットによる補填等は、事務局ではどのように考えているかお示しいただきたい。

(二宮副委員長)

- ・農地は森林以上に土地の流動性が高く、道路建設等に係る収用以外にも、他者への譲渡が行われることが考えられるが、その場合の持続性の担保に関して、事務局ではどのように考え

ているかお示しいただきたい。

(事務局)

- ・現行案では、対象の土地が他者に譲渡された場合、取得した他者が引き続き持続性の担保の責を負うこととなっている。道路建設に係る土地の収用の場合、土地を収用した者が持続性の担保の責を負い、農地からの転用に伴う補填を行うことになる。

(松橋委員)

- ・バイオ炭を施用した土地が、道路建設や住宅用地として収用された場合、土地に施用されたバイオ炭に蓄えられた炭素が必ずしも大気中に放出されないのではと考えるが、現行の運用では補填を必要としている。こちらについて事務局ではどのように考えているかお示しいただきたい。

(事務局)

- ・確かに、バイオ炭に蓄えられた炭素が必ずしも大気中に放出されないと考えられるが、IPCCガイドライン及びインベントリ報告書の集計対象と平仄を合わせている。

(大塚委員)

- ・クレジットの補填が必要となった時に、対象の事業者が応じない場合、制度上ではどのような対応を行うのか。

(事務局)

- ・約款及び誓約書に基づき、制度管理者の指示に従うことに同意いただいている。

(二宮副委員長)

- ・今後の方法論化のスケジュールをお示しいただきたい。

(事務局)

- ・本運営委員会にて承認をいただいた場合、9月30日(水)を目途に方法論が施行される見込みである。

(新美委員)

- ・バイオ炭の施用先を鉱質土壌に限定している理由をお示しいただきたい。

(事務局)

- ・IPCCのガイドラインにおいて、施用先を鉱質土壌に限定しているため、J-クレジット制度においても鉱質土壌に限定した。

(前田委員)

- ・全国農地ナビの信頼性はどのように担保されているのか。

(農林水産省 久保室長)

- ・全国各地の農業委員会等が収集した農地情報について、全国農業会議所が公表している。

(橋本委員)

- ・バイオ炭の品質担保に関して、精煉度以外の指標（固定炭素比率）において、バイオ炭であるという基準をお示しいただきたい。

(事務局)

- ・全国燃料協会の「木炭の規格」を参考に、炭素含有率 55%以上を対象としている。

(丸山委員)

- ・バイオ炭の原料として間伐材が用いられた場合も、本方法論の対象となるのか。

(事務局)

- ・対象となる。

3. 1 電気自動車の導入方法論の改定についての審議

(松橋委員)

- ・プラグインハイブリッド車の場合、個々の利用方法によって電気とガソリンの消費比率が大きく異なる。個々の利用方法や消費比率は個人情報に当たるため、一般には公表ができず、今回はあくまでJ-クレジット制度のプロジェクトに参加する対象のみが、クレジット化に係るモニタリングの範囲で情報を出すことになるかと考える。そこで、将来的には、より広く利用実績を収集し、消費比率等をデフォルト値とすることで、本方法論の利用促進につながるのではないかと考える。

3. 2 バイオマスの持続性要件に係る各種バイオマス方法論の改定についての審議

(大塚委員)

- ・第三者認証（RSP02013、RSP02018 又は RSB）の取得難易度はどの程度か。

(事務局)

- ・現在のところ、国内で第三者認証を取得している事業者がいないため、取得難易度に関しては不明である。FIT 制度での利用を目的として、取得する事業者も現れると考えられるため、継続的に情報の収集を行う。

3. 3 太陽光発電設備の導入方法論の改訂についての審議

特段のご意見・ご質問なし

【報告事項】

4. グリーン電力証書制度のプログラム型プロジェクトとの二重登録防止措置についての報告

(一般社団法人日本品質保証機構 橋詰グリーンエネルギー認証室長)

- ・事務局の説明に関して、特に意見や質問はない。

5. J-クレジット制度の最新の動向

特段のご意見・ご質問なし

6. 気候変動×デジタルプロジェクトの進捗報告

(大塚委員)

- ・本プロジェクトの実施の目的として相対取引の透明化が挙げられているが、将来的には相対取引が減少していくという理解で合っているか。

(環境省 井上室長)

- ・相対取引と入札取引と並列で実施する方向性で進めている。

以上
文責：事務局